

「教育実践研究（第36集）」論文募集案内

上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター

＜発行目的＞

上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター教育実践研究（以下「教育実践研究」という。）は、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター（以下「学教センター」という。）において、学校教育に関する理論的・実践的知識を集積し、それを活用できるようにすることで、学校教育全般の質の向上に資することを目的としています。

＜投稿について＞

1 投稿資格

- (1) 新潟県の公立学校等教職員（本学大学院在学中の現職教員並びに人事交流により地方自治体及び社会教育施設等に在職中の者を含む。）
- (2) 上越教育大学（以下「本学」という。）の附属学校教員
- (3) 学教センター所属教員
- (4) 本学の大学教員のうち前(3)を除いた者

2 執筆資格

- (1) 上記(1)から(3)の投稿資格を有する者
- (2) 上記(4)の投稿資格を有する者で執筆を希望するもの。ただし、上記(1)又は(2)の投稿資格を有する者を筆頭執筆者（ファースト・オーサー）とする共同執筆に限ります。
- (3) 上記以外の者で執筆を希望するもの。ただし、上記(1)から(3)の投稿資格を有する者を筆頭執筆者（ファースト・オーサー）とする共同執筆に限ります。

3 掲載対象

- (1) 学校教育に関する理論的・実践的研究に関する論文とします。
- (2) 筆頭執筆者（ファースト・オーサー）として執筆及び投稿できる論文の数は、教育実践研究1回の発行につき1人1論文とします。

4 執筆内容

次に掲げる要件を満たすものとし、執筆者がすべての責任を負うものとします。

- (1) 他の学術雑誌、書籍・論文集に未発表の原著論文であること。
- (2) 先行研究に照らして、実践研究の意義が明確に盛り込まれていること。
- (3) 研究の実証性があること。
- (4) 研究の目的（ねらい）、方法（手続き）、結果及び考察が的確に論述されていること。
- (5) 本学の大学院生等が執筆者である場合には、その内容が作成中の修士論文等と重複していないこと。
- (6) 第三者が著作権等の各種権利を保有する部分や個人情報に相当する部分に係る許諾表示及び必要な謝辞等について、関係法令等を踏まえ明示していること。

5 審査希望種目

論文の審査希望種目は、次のの中から選択してください。

- ①幼児教育 ②国語 ③社会 ④算数・数学 ⑤理科 ⑥生活 ⑦音楽 ⑧図画工作・美術
- ⑨家庭 ⑩技術 ⑪体育・保健体育 ⑫外国語（小学校英語を含む。） ⑬道徳 ⑭特別活動（学級活動・学校行事等） ⑮生徒指導 ⑯特別支援教育 ⑰総合的な学習の時間（国際理解、情報、環境、健康・福祉等） ⑱教育方法一般（総合と教科の関連、合科的指導、学習指導論、評価方法、複式指導等） ⑲学校ヘルスケア ⑳学年・学校経営等（教育課程の編成、クラブ活動・部活動、P T A等）

- 6 投稿方法等 (以下(1)(2)の2点を提出してください。)
- (1) 投稿者は、「教育実践研究（第36集）」投稿申込を下記の方法で提出してください。
- Googleフォームによる提出
 - QRコード
 - Googleフォームより必要事項を入力する。
- URL:<https://forms.gle/wBAHFYSykJAgCh1s7>
- 
- (2) 投稿者は、「教育実践研究（第36集）」論文を下記のいずれかの方法で提出してください。
- ①電子データによる提出
PDF版とデータ版(Word版又は一太郎版)の2つのファイルをメールの添付ファイルで送る。
 - ②郵便による提出
印刷したものを1部、郵送する。
- ※上記のいずれの提出方法であっても、投稿申込はGoogleフォームよりお願いします。
投稿申込を提出した後に、論文を提出することも可能です。
- ※投稿申込と論文の到着を確認し、執筆の基準を確認した後、翌平日までには教務課学校実習チームより受領メールを送信します。
- ただし、締切間際は提出される件数が多いため、連絡に時間を要する場合があります。
- (3) 投稿申込及び論文提出の締切は、令和7年10月7日（火）17時（必着）とします。
- 提出・問い合わせ先 〒943-8512 上越市山屋敷町1
上越教育大学教務課学校実習チーム
TEL 025-521-3276、E-mail gakkoren@juen.ac.jp
- 7 原稿返却等
- (1) 投稿原稿等は一切返却しません。
- (2) 投稿者は、投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してはいけません。
- ### ＜執筆について＞
- 1 論文の書式は、A4判に、和文・横書き、1ページは53字×45行とします。
学教センターのホームページに様式(Word版及び一太郎版)を掲載しておりますので、必ずダウンロードして使用してください。
なお、執筆の基準を守らない論文については、受け付けできません。
- 2 論文は、6ページを上限とします。この中には、表題、表、図、写真、文献等の一切を含みます。
- 3 本文の冒頭に、10行分のスペースで、審査希望種目、表題のみを記入してください。
- 4 表題は、内容を具体的かつ簡潔・明瞭に表すものとし、長い表題が必要な場合は、副題を用いてください。
- 5 執筆者名や学校名等の固有名詞は、本文中(図・表を含む。)に記入しないでください。
- 6 論文は、「である」調で、簡潔・明瞭に記述し、原則として、常用漢字、現代仮名づかい、算用数字を用いてください。
- 7 見出し記号は、1 (1) ① ア … の順にし、順次1字下げることとし、見出し記号の2、3、… の前は1行ずつ空けてください。また、見出し記号と見出しの間は1字分空けてください。

- 8 表、図、写真は、本文に叙述されているものに限ることとし、表1・図1等のように通し番号と表題を付け、刷り上がり位置の本文中に挿入してください。
- 9 引用文献（参考文献）は、論文の最後文に、著者名（編者名）の50音順に一括して掲げてください。ただし、その表記は、これまでの本誌掲載論文を参考してください。
- 10 注の形式で示す場合は、本文中に肩付き数字 1)、2)、3)、… で示してください。

＜掲載について＞

- 1 投稿論文は、教育実践研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）の選考を経て、掲載を決定します。
- 2 掲載された論文の著作権は、著者に帰属するものとします。ただし、編集委員会は、著者から個別に同意又は許諾を得ることなく、その頒布のために複製、媒体変換及び公衆送信することができるものとします。
- 3 掲載された論文を編集委員会の許可なく無断で複製又は転載することはできません。
- 4 執筆者が他の出版物に転用する場合には、予め文書によって編集委員会の承認を得なければなりません。

＜その他＞

- 1 「教育実践研究」第36集に掲載された論文（以下「掲載論文」という。）は学教センターホームページに掲載するとともに、上越教育大学リポジトリに登録し、インターネットを通じて公開します。
- 2 掲載論文の投稿者に、当該教育実践研究論文集2部と抜刷30部を無料で配付します。
- 3 掲載論文の投稿者は、令和8年8月開催予定の教育実践研究発表会において、当該論文の発表をお願いいたします。
なお、教育実践研究論文集第15集～35集は、学教センターホームページに掲載しておりますので、参照してください。
- 4 昨年度発行の「教育実践研究」第35集に掲載された論文の投稿者による教育実践研究発表会を、令和7年8月5日(火)にオンラインで開催する予定です。
- 5 昨年度は91編の応募があり、13種目38編が掲載論文として決定されました。
- 6 投稿申込の際に入力された情報は、教育実践研究に関する通知（本学「辰野千壽教育賞」に係るものを含む。）以外では利用しません。

- ・学教センターホームページ <https://www.educ.juen.ac.jp/>
- ・上越教育大学リポジトリ <https://juen.repo.nii.ac.jp/>

実践研究の意義

実践研究においては、実践者が、自分の理論を持って一定の目標に向かって、実践を行わなければならない。その実践の結果、自分の理論を修正したり、新たに構築したりすることが必要になる。もし理論どおりに、その理論の目指す実践を行うことができたならば、その実践者は理論の限界に到達したことになる。つまり、その理論では、それより質の高い実践は行えない、ということである。従って、より優れた実践を生みだそうとするならば、新たに理論をつくることが必要になる。

こうして、理論が実践を生み、実践が理論をつくるという過程が繰り返される。実践研究を続けることにより次々と、より優れた実践が生みだされ、より豊かな理論がつくられていくのである。その結果、実践研究を行った教員の資質は向上し、その学校の教育そのものも、より活性化することになる。

言うまでもなく、このような実践研究は実践者にとってだけ意義があるわけではない。研究者にとっても大きな意義がある。教育実践に関する一般的な理論、しかも現実から遊離していない理論を構築するためには、実践者の実践研究を知ることが不可欠だからである。